

長良医療センターにおける院内感染対策のための取り組み事項

1. 患者さま・利用者の皆さまの個人情報の利用目的

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定・制圧・終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針にのっとった医療を患者さまに提供できるように取り組みます。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

感染制御は院長を長とし、院内横断的な部署からの構成員で組織する『院内感染予防対策委員会 (ICC)』を設置し、毎月 1 回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行っています。また、緊急時は臨時に同委員会を開催いたします。更に、同委員会が策定した感染対策を実施するため、同委員会内に感染制御医師 (ICD) と感染管理認定看護師 (ICN) をコアメンバーとする「感染制御チーム (ICT)」「抗菌薬適正使用支援チーム (AST)」が設置され、感染対策の実務を担当しています。そして、感染対策の円滑な実施運用のために、リンクナース (看護部感染対策検討会メンバー) を置き、ICT を補佐しています。

3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

病院従業員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を必要に応じて行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、リアルタイムに情報の共有ができるように、病院における感染症の発生状況を週 1 回毎に「感染情報レポート」として各病棟へ通知し、病院職員に周知するよう努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ、届け出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。なお、感染症患者とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている対象疾患や、院内感染の恐れがあると判断されるものすべてをいいます。

1) 通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医師または看護師長から ICT は適宜調査の上、対策を講じます。

2) 緊急時 (重大な院内感染等の発生) の対応

感染症患者の発生の緊急時 (重大な院内感染等の発生) には、担当医師または看護師長から ICT に、直ちに報告を行い、報告を受けた ICT は速やかな対策を講じます。

6. 患者さま等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は患者さま等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に務めます。

7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。

8. 感染症検査に関する基本方針

治療や検査を安全に実施するに当たり、患者さまの健康状態を把握するために手術・検査・処置の前に感染症 (肝炎ウイルス検査、HIVウイルス検査、梅毒など) の検査を受けていただくことがあります。

また、患者さまに使用した針などによる職員の針刺し事故等が発生した場合、職員への感染予防のため、患者さまの感染症検査を行わせていただくことがあります。なお、職員の針刺し事故等による検査の費用は当院で負担させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

検査結果につきましては、プライバシーの保護を厳守いたします。

ご不明な点や検査に対して不都合がございましたら、担当医までお申し出ください。